

一般社団法人二瀬まちづくり協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人二瀬まちづくり協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県飯塚市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、「二瀬地区において人が輝き、まちが飛躍する、住みたいまち、住みつけたいまちを実現し、人々に感動を与えること」を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 二瀬地区のまちづくり事業

ア 子育て支援・高齢者支援事業

イ 教育に関する調査、研究事業、人権啓発及び男女共同参画の推進に関する事業

ウ 青少年健全育成に関する事業

エ その他まちづくりに関する事業

(2) 公共施設の指定管理事業

(3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員及び社員

(種別)

第7条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同し入会した二瀬地区に在住及び在勤、在学する者と二瀬地区の活動団体で構成される次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の役員、二瀬地区自治会及び二瀬まちづくり協議会構成団体の代表者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書又は自治会からの選出届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第9条 会員は、社員総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事会が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員の同意がなされたとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 会員の除名

- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又は規定
- (5) 各事業年度の事業計画、予算計画、事業報告、決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第 17 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠席したときは、その社員総会において、出席した役員の中から議長を選任する。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第 22 条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、副会長を 2 名置くことができる。

3 当法人の会長を一般社団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人の理事若しくは職員を兼ねることができない。

4 理事及び監事のうち、理事及び監事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第 26 条 会長は、当法人を代表して、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより職務を執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産

の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第 29 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 30 条 理事又は監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（損害賠償責任及び責任の一部免除）

第 32 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

3 悪意又は重大な過失がある場合には免除は認めない。

（顧問）

第 33 条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第 34 条 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選定及び解職
- (6) 重要な職員の選任及び解任

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般法人法第 101 条第 3 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は一般法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席した場合は、当該理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 理事会の決議に参加した理事であって、前項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

第 6 章 役員会

(役員会)

第 43 条 当法人に、理事のうちから選任された会長、副会長その他理事会が指名する理事をもって構成する役員会を置くことができる。

2 役員会は、理事会に付議すべき事項その他当法人の業務執行に関する重要事項について協議し、意見を述べることを目的とする。

3 役員会の組織、権限、運営等に関する事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

4 本条における役員会は、一般法人法に定める「役員」の全体による会議体を意味するものではない。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 44 条 当法人は、法人の運営及び理事会に付議する案件の検討・整理を行う機関として、常任委員会を置くことができる。常任委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

2 当法人は、必要に応じて臨時又は任意の委員会を設置することができる。臨時又は任意の委員会の設置および運営についても、理事会がこれを定める。

3 すべての委員会の活動は、理事会に対して報告されなければならない。

第 8 章 事業部会

(事業部会)

第 45 条 当法人の事業を執行するために、事業部会を設置する。

2 事業部会には、正会員のうちから選任された部会長を置く。

3 部会長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 計算

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(剰余金の分配)

第49条 当法人は、剰余金の分配はしない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 本定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 52 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 53 条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、理事のうちから選任された事務局長及び副事務局長を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 12 章 附則

(委任)

第 54 条 本定款に定めるもののほかに、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 55 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 56 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 (氏名省略)

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時代表理事

設立時監事

設立時監事

(設立時社員)

第 57 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

福岡県飯塚市 (住所以下省略)

設立時社員 (氏名省略)

福岡県飯塚市

設立時社員

福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員
福岡県飯塚市
設立時社員

(法令の準拠)

第 58 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人二瀬まちづくり協議会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 7 年 6 月 20 日

設立時社員 (氏名省略)

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員